



総合センターだより



川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
 場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町 1 番 2 号
 TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
 ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html

平成 29 年
(2017 年)



「児童憲章」を今ふたたび

今年 5 月 3 日^{しこう}で施行 70 年^{むか}を迎える日本国憲法^{にほんこくけんぽう}の精神^ふを踏まえ、制定されたのが「児童福祉法^{じどうふくしほう}」であり、さらに児童福祉に対する国民の意識^{けいはつ}を啓発^{けいはつ}するため、1951(昭和26)年5月5日の「子どもの日」に制定されたのが「児童憲章^{じどうけんしょう}」です。この児童憲章(抜粋^{ばつすい})を改めて見てみたいと思います。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として^{どうと}尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境^{かんきょう}の中で育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境^{かんきょう}が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服^{ひふく}が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱^{とりあつかい}からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献^{こうけん}するよう、みちびかれる。

憲法と同様、高い理想を掲げたこの児童憲章にどこまで近づいていけるか。今を生きる私たちおとなの大きな課題です。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・木・金曜日の午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 **2月は1日、3月は1日です。**

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 **2月は23日です。**

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。